国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

国土交通省 同時発表

令和４年10月21日
東北地方整備局

全国で初めて、届出対象区域の指定に向けた手続きを開始します

～ 沿道民地における電柱を対象とした「届出･勧告制度」の運用に向けて ～

緊急輸送道路をはじめ道路区域では、電線類の地中化などを進め、災害時に電柱等が倒壊することによる道路閉塞の防止に取り組んでいます。一方で、道路区域外の沿道の民地に設置された電柱等による道路の閉塞の危険もあります。

このため、令和3年に「届出･勧告制度」を創設し、沿道の民地のうち道路管理者が指定した届出対象区域の中に電柱を設置する場合、設置者は道路管理者に対して「届出」を行い、道路管理者は道路閉塞のおそれがある場合には必要に応じて設置場所の変更等の「勧告」を行えることとしました。

このたび、**全国で初めて、届出対象区域の指定に向けた手続きを直轄国道8箇所で開始**します。

届出対象区域の手続きを開始する箇所一覧

	路線名	箇　所
1	国道 47 号、国道 108 号	宮城県 大崎市内の一部
2	国道 17 号	群馬県 前橋市内の一部
3	国道 116 号	新潟県 新潟市内の一部
4	国道 22 号	愛知県 一宮市内の一部
5	国道 42 号	和歌山県 海南市内の一部
6	国道 2 号	広島県 大竹市内の一部
7	国道 33 号	愛媛県 松山市･砥部町内の一部
8	国道 34 号	佐賀県 鳥栖市内の一部

※各箇所のうち、届出対象区域を指定する具体的な区間や幅は、今後の手続過程を経て決定します。

別紙1：「届出･勧告制度」の概要
別紙2：今後の手続きの流れ
別紙3：参考　道路法

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

【問い合わせ先】
（届出･勧告制度の運用に関すること）
国土交通省 道路局　環境安全・防災課　課長補佐　荒谷（あらたに）（内線 38272）
Tel : 03-5253-8111（代表）　03-5253-8495（直通）

（届出･勧告制度の法律に関すること）
国土交通省 道路局　路政課　企画専門官　山内（やまうち）（内線 37332）
Tel : 03-5253-8111（代表）　03-5253-8479（直通）

（手続を開始する箇所のうち、国道 47 号及び 108 号に関すること）
東北地方整備局　道路部　道路管理課　課長　奥（おく）　Tel：022-225-2171（代表）

「届出・勧告制度」の概要

別紙１

○目的
　沿道民地からの**工作物等の倒壊による道路閉塞を防止**(道路法改正(R3.9施行))
○制度の概要
　道路管理者は沿道区域・届出対象区域を指定し、区域内に工作物(**電柱**)を設置する際は、
　電線管理者から道路管理者へ届出。**届出に対し、道路閉塞のおそれがある場合は必要に応じ勧告**。

【 沿道区域・届出対象区域のイメージ 】

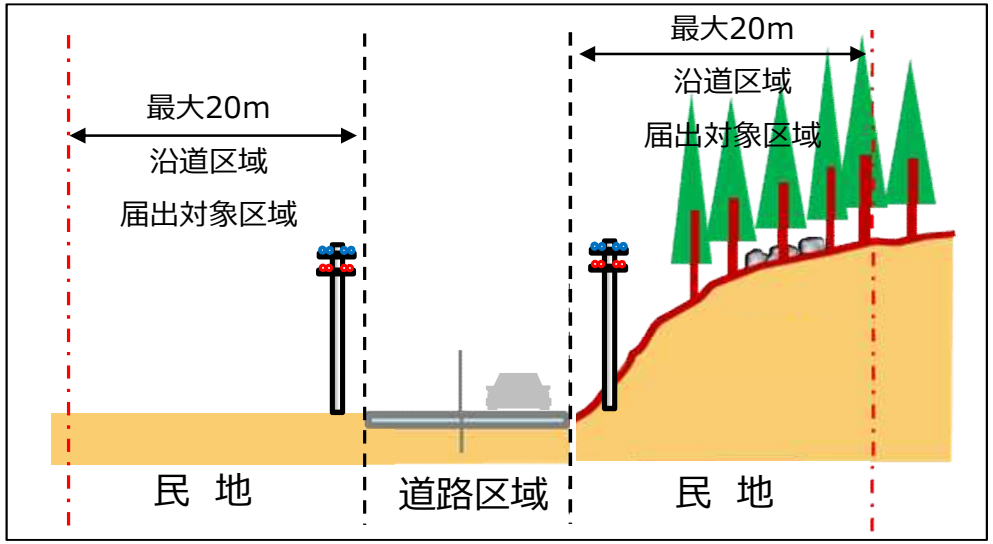

沿　道　区　域：道路に損害や危険を及ぼす場合は、その防止措置を命ずることが可能な区域
届出対象区域：沿道区域の全部又は一部において、電柱を設置する際、届出が必要な区域

【 手続きの流れ 】

沿道区域の指定※
↓
届出対象区域の指定※
※ 指定にあたり電線管理者や土地所有者へ説明
↓
電線管理者から道路管理者へ電柱設置を届出
↓
必要に応じ、倒壊しても道路閉塞しない位置や高さへの変更を電線管理者に勧告

【沿道民地の電柱が倒壊し道路閉塞した例】



【 道路の閉塞を防止する仕組み（イメージ）】

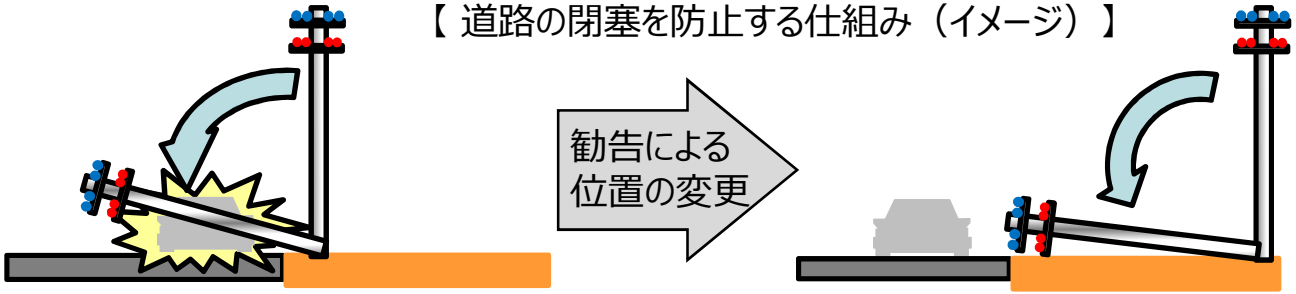

倒壊すると道路が閉塞する位置　　倒壊しても道路閉塞しない位置

８箇所の今後の手続の流れ

別紙２

道路法改正（令和3年9月施行）

↓

「届出・勧告制度」手続きの開始（今回）

↓

届出対象区域の設定に向けた検討
①現地調査（沿道の地形や電柱等の状況）
②現地調査結果を踏まえた区域の検討

↓

土地等の管理者、関係者への説明

↓

届出対象区域の決定・告示

↓

届出・勧告制度の運用開始

（届出対象区域内で電柱を新設しようとする場合、
①設置を着手する30日前までに道路管理者へ届出
②必要に応じて、道路管理者から勧告）

別紙３

【参考】道路法

（沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務）

第四十四条　道路管理者は、道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。ただし、道路の各一側について幅二十メートルを超える区域を沿道区域として指定することはできない。

２　前項の規定による指定においては、当該指定に係る沿道区域及び次項の規定による措置の対象となる土地、竹木又は工作物を定めるものとし、道路管理者は、当該指定をしたときは、遅滞なくこれらの事項を公示するものとする。

３　沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物（前項の規定により公示されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

４　道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（以下省略）

（届出対象区域内における工作物の設置の届出等）

第四十四条の二　道路管理者は、沿道区域（前条第二項の規定により同条第三項の規定による措置の対象となるものとして工作物が公示されたものに限る。）の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができる。

２　道路管理者は、前項の規定による届出対象区域の指定をしようとする場合においては、条例（指定区間内の国道にあつては、国土交通省令。以下この条において同じ。）で定めるところにより、あらかじめ、その旨及びその区域を公示しなければならない。

３　届出対象区域の区域内において、工作物（前条第二項の規定により公示されたものに限る。）の設置に関する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他の条例で定める事項を道路管理者に届け出なければならない。

４　次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

一　軽易な行為その他の行為で条例で定めるもの

二　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三　国又は地方公共団体が行う行為

５　第三項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち条例で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

６　道路管理者は、第三項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が災害が発生した場合において道路の構造に損害を及ぼすおそれ又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。